

杉並区地域防災計画（令和3年修正） 正誤表

冊子名	頁	訂正後	訂正前																																																																
震災・風水害編 【総則・予防対策】	4	「首都直下地震等による東京の被害想定」 (平成24年4月発表)における前提条件及び被害想定 地震型：東京湾北部地震 物的被害：ガス 46.3～99.8	「首都直下地震等による東京の被害想定」 (平成24年4月発表)における前提条件及び被害想定 地震型：東京湾北部地震 物的被害：ガス 46.8～99.8																																																																
震災・風水害編 【総則・予防対策】	73	ウ消防水利の整備(令和3年1月末時点) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杉並消防署</th> <th>狹窪消防署</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽</td> <td>532基</td> <td>327基</td> <td>859基</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>48基</td> <td>34基</td> <td>82基</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>11基</td> <td>7基</td> <td>18基</td> </tr> <tr> <td>池水</td> <td>5基</td> <td>6基</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>63基</td> <td>32基</td> <td>95基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>3,055基</td> <td>2,372基</td> <td>5,427基</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	種別	杉並消防署	狹窪消防署	合計	防火水槽	532基	327基	859基	プール	48基	34基	82基	受水槽	11基	7基	18基	池水	5基	6基	11基	河川	63基	32基	95基	消火栓	3,055基	2,372基	5,427基	貯水池	1基	0基	1基	ウ消防水利の整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杉並消防署</th> <th>狹窪消防署</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽</td> <td>385基</td> <td>327基</td> <td>712基</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>48基</td> <td>34基</td> <td>82基</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>11基</td> <td>7基</td> <td>18基</td> </tr> <tr> <td>池水</td> <td>5基</td> <td>6基</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>63基</td> <td>32基</td> <td>95基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>3,055基</td> <td>2,372基</td> <td>5,427基</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	種別	杉並消防署	狹窪消防署	合計	防火水槽	385基	327基	712基	プール	48基	34基	82基	受水槽	11基	7基	18基	池水	5基	6基	11基	河川	63基	32基	95基	消火栓	3,055基	2,372基	5,427基	貯水池	1基	0基	1基
種別	杉並消防署	狹窪消防署	合計																																																																
防火水槽	532基	327基	859基																																																																
プール	48基	34基	82基																																																																
受水槽	11基	7基	18基																																																																
池水	5基	6基	11基																																																																
河川	63基	32基	95基																																																																
消火栓	3,055基	2,372基	5,427基																																																																
貯水池	1基	0基	1基																																																																
種別	杉並消防署	狹窪消防署	合計																																																																
防火水槽	385基	327基	712基																																																																
プール	48基	34基	82基																																																																
受水槽	11基	7基	18基																																																																
池水	5基	6基	11基																																																																
河川	63基	32基	95基																																																																
消火栓	3,055基	2,372基	5,427基																																																																
貯水池	1基	0基	1基																																																																
震災・風水害編 【総則・予防対策】	166	(イ) 一時避難地の整備 ・区立馬橋公園、区立塚山公園等一時避難地の整備については、近隣のオープンスペースや震災救援所と合わせて行うこと等で、継続的に都の指定を目指す。	(イ) 一時避難地の整備 ・区立馬橋公園、区立塚山公園等一時避難地に整備については、近隣のオープンスペースや震災救援所と合わせて行うこと等で、継続的に都の指定を目指す。																																																																
別冊・資料	22	中瀬中震災救援所 所長：障害者生活支援課(本庁)係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：障害者生活支援課(本庁)職員(2名) 〃：国保年金課職員(1名) 〃：中瀬中学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：中瀬中学校教職員 〃：子ども・子育てプラザ下井草職員 〃：下井草保育園職員	中瀬中震災救援所 所長：障害者生活支援課(本庁)係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：障害者生活支援課(本庁)職員(2名) 〃：国保年金課職員(1名) 〃：中瀬中学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：中瀬中学校教職員 〃：下井草児童館職員 〃：子ども・子育てプラザ下井草職員 〃：下井草保育園職員																																																																
別冊・資料	24	東田小震災救援所 所長：国保年金課係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：国保年金課職員(3名) 〃：東田小学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：東田小学校教職員(区負担教員含む)	東田小震災救援所 所長：国保年金課係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：国保年金課職員(3名) 〃：東田小学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：東田小学校教職員(区負担教員含む) 〃：成田児童館職員																																																																
別冊・資料	25	杉二小震災救援所 所長：企画課係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：財政課職員(1名) 〃：総務課職員(2名) 〃：杉並第二小学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：杉並第二小学校教職員(区負担教員含む) 〃：子ども・子育てプラザ成田西職員 〃：成田西子供園教職員	杉二小震災救援所 所長：企画課係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：財政課職員(1名) 〃：総務課職員(2名) 〃：杉並第二小学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：杉並第二小学校教職員(区負担教員含む) 〃：成田西児童館職員 〃：成田西子供園教職員																																																																
別冊・資料	26	天沼小震災救援所 所長：学校支援課係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：学校支援課職員(2人) 〃：区民課職員(1名) 〃：天沼小学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：天沼小学校教職員(区負担教員含む) 〃：天沼児童館職員 〃：子ども・子育てプラザ天沼職員 〃：天沼保育園職員	天沼小震災救援所 所長：学校支援課係長級職員 所長補佐：(所員の中から所長が指名した職員) 所員：学校支援課職員(2人) 〃：区民課職員(1名) 〃：天沼小学校職員(県費負担職員除く) 支援所員：天沼小学校教職員(区負担教員含む) 〃：天沼児童館職員 〃：子ども・子育てプラザ天沼職員 〃：天沼保育園職員 〃：上荻児童館職員																																																																

冊子名	頁	訂正後	訂正前
別冊・資料	27	旧杉四小震災救援所 所長：保育課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：保育課職員（3名） 支援所員：高円寺北子供園教職員	旧杉四小震災救援所 所長：保育課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：保育課職員（3名） "：杉並第四小学校職員（県費負担職員除く） 支援所員：杉並第四小学校教職員（区負担教員含む） "：高円寺北子供園教職員
別冊・資料	28	旧杉八小震災救援所 所長：杉並福祉事務所高円寺事務所係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：杉並福祉事務所高円寺事務所職員（3名） 支援所員：子ども子育てプラザ高円寺職員	旧杉八小震災救援所 所長：杉並福祉事務所高円寺事務所係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：杉並福祉事務所高円寺事務所職員（3名） "：杉並第八小学校職員（県費負担職員除く） 支援所員：杉並第八小学校教職員（区負担教員含む） "：高円寺中央児童館職員
別冊・資料	28	松ノ木小震災救援所 所長：学務課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：学務課職員（3名） "：松ノ木小学校職員（県費負担職員除く） 支援所員：松ノ木小学校教職員（区負担教員含む）	松ノ木小震災救援所 所長：学務課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：学務課職員（3名） "：松ノ木小学校職員（県費負担職員除く） 支援所員：松ノ木小学校教職員（区負担教員含む） "：大宮児童館職員
別冊・資料	28	松ノ木中震災救援所 所長：教育委員会事務局庶務課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：高齢者施策課職員（2名） "：教育委員会事務局庶務課職員（1名） 支援所員：松ノ木中学校教職員	松ノ木中震災救援所 所長：教育委員会事務局庶務課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：高齢者施策課職員（2名） "：教育委員会事務局庶務課職員（1名） 支援所員：松ノ木中学校教職員 "：成田児童館職員
別冊・資料	31	永福小震災救援所 所長：介護保険課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：介護保険課職員（3名） "：永福小学校職員（県費負担職員除く） 支援所員：永福小学校教職員（区負担教員含む） "：永福南保育園職員	永福小震災救援所 所長：介護保険課係長級職員 所長補佐：（所員の中から所長が指名した職員） 所員：介護保険課職員（3名） "：永福小学校職員（県費負担職員除く） 支援所員：永福小学校教職員（区負担教員含む） "：永福南保育園職員 "：永福南児童館職員
別冊・資料	112	久遠キリスト教会	久遠キリスト協会
別冊・資料	269	<u>(1)</u> 乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設（別紙「一時滞在施設とは」のとおり）として提供すること。 <u>(2)</u> 甲が備蓄する飲料水、食糧、毛布等を帰宅困難者に対して提供すること。 <u>(3)</u> トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。ただし、災害によりライフラインに不具合が生じている場合はこの限りでない。 <u>(4)</u> 前各号に関して必要な人数を協力可能な範囲で提供すること。 <u>(5)</u> その他乙及び丙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。	<u>(5)</u> 乙の施設の一部に対し帰宅困難者を受入れる一時滞在施設（別紙「一時滞在施設とは」のとおり）として提供すること。 <u>(6)</u> 甲が備蓄する飲料水、食糧、毛布等を帰宅困難者に対して提供すること。 <u>(7)</u> トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。ただし、災害によりライフラインに不具合が生じている場合はこの限りでない。 <u>(8)</u> 前各号に関して必要な人数を協力可能な範囲で提供すること。 <u>(9)</u> その他乙及び丙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項。
別冊・資料	360	第2条 乙は、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、甲と協議し、次のいずれかの場合に、災害ボランティアセンタ	第2条 乙は、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、甲と協議し、次のいずれかの場合に、災害ボランティアセンタ

冊子名	頁	訂正後	訂正前
		<p>一（以下「センター」という。）を設置するものとする。</p> <p>（１） 杉並区内で、<u>震度５強</u>以上の地震が起きたとき。</p>	<p>一（以下「センター」という。）を設置するものとする。</p> <p>（１） 杉並区内で、<u>震度６弱</u>以上の地震が起きたとき。</p>
別冊・資料	360	<p>（設置場所）</p> <p>第５条 センターの設置場所は、<u>ウェルファーム杉並内</u>とする。ただし、当該施設が災し、設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。</p>	<p>（設置場所）</p> <p>第５条 センターの設置場所は、<u>あんさんぶる荻窪内</u>とする。ただし、当該施設が災し、設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。</p>
別冊・資料	361	<p>第１２条 この協定の有効期間は、<u>平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日</u>までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、<u>１年間</u>延期されたものとみなし、以後も同様とする。</p>	<p>第１２条 この協定の有効期間は、<u>平成１８年３月１日から平成２２年３月３１日</u>までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、<u>５年間</u>延期されたものとみなし、以後も同様とする。</p>
別冊・資料	361	<p><u>平成３０年４月１日</u></p> <p>甲 杉並区阿佐谷南１－１５－１ 杉並区長 <u>田中 良</u></p>	<p><u>平成１８年３月１日</u></p> <p>甲 杉並区阿佐谷南１－１５－１ 杉並区長 <u>山田 宏</u></p>
別冊・資料	361	<p>乙 <u>杉並区天沼３－１９－１６</u> 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 会長 <u>小林 義明</u></p>	<p>乙 <u>杉並区荻窪５－１５－１３</u> <u>あんさんぶる荻窪</u> 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 会長 <u>高橋 新一郎</u></p>
別冊・資料	475	<p>上井草スポーツセンター</p> <p>※高円寺体育館（旧杉並第八小学校改築期間中は休止）</p> <p>永福体育館</p> <p>大宮前体育館</p> <p>井草森公園運動場管理事務所</p>	<p>上井草スポーツセンター</p> <p>※高円寺体育館（旧杉並第八小学校改築期間中は休止）</p> <p><u>高円寺体育館</u></p> <p>永福体育館</p> <p>大宮前体育館</p> <p>井草森公園運動場管理事務所</p>